

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成27年  
7月21日  
(火曜日)

## 目次

○告示

生活保護法の規定に基づく施術所の廃止の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………

指定施設要件の変更予定保安林(山口市)(森林整備課)……………

○公告

平成二十七年山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………

土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定(農村整備課)……………

県営豊田地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………



### 山口県告示第二百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	施設名称	所在地	廃止年月日
永田多敬代	奥原鍼灸院	柳井市東土手二一番八号	平成二六、七、一六

### 山口県告示第二百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
村田 正明	みとう整骨院	美祿市美東町大田五四三九の四、一五	平成二七、四、一五
倉橋 方士	ひまわり整骨院	熊毛郡田布施町大字下田布施八四四の三	平成二六、一一、一五

### 山口県告示第二百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施設要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市徳地三谷字平原二八、字橋ヶ谷五三、字家成迫七一、字大浴八七、字海老根一三四から一三七まで、一三七第一、一三七第二、一三八、一三九の一から一三九の四まで、一四〇、字別当下一四七、一四八の一、一四八の二、一四九、一五〇、字別当上一五一の一、字柳谷一七九、字大滝二〇八の一、字丸淵上二二二の一、二二二の二、字丸淵下二二三の一(次の図に示す部分に限る。)、二二三の二、字丸淵二三四、字狼岩二二九の一、字萩尾二二九の二、二二九の四、字国木原二二九の三、字西ヶ迫二八九の一(次の図に示す部分に限る。)、字菓垣陰三〇〇から三〇八まで、三一〇から三一二まで、字道谷日平三三四、字道谷陰三四三の一、字宮力迫陰三八六から三八八まで、字宮ヶ迫日平三八九、三九〇、三九二の一、字宮ヶ迫三九一、字金ヶ谷四二二の二、字船谷陰五二三の四、字足谷陰六三〇の一(次の図に示す部分に限る。)、字足谷六三一の二、字足谷日平六三二の二、字古屋敷七六八、字西七八一、字河原ヶ迫八〇〇、字芝八一〇、字埴根日平八一八、字埴根陰八一九の一、字松ヶ原八六九、字河原畠八七七、字道祖ヶ原八八六、字林八九八の一、字大羽高陰九二六か

ら九二八まで、字台道向一〇一四、字馬帽子岩一〇三三、字御所ヶ谷一五九〇三、  
 字笹ヶ谷一六八・字袈裟岩向一九四・一九五の一・字峠岩向二〇一・二二〇  
 二・字中河内二二九九・二四〇の一・字九鬼陰二五二〇一・二五二〇二(六十  
 九筆)について次の図に示す部分に限る。)、字藤ヶ谷陰二七〇〇一、二七〇〇三  
 一 保安林として指定された目的  
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)



(二二七)平成二十七年山口県補正予算の種類の公表

平成二十七年六月山口県議会定例会及び議決された平成二十七年山口県補正予算の款額を、次のとおりです。

平成二十七年七月三十一日

山口県民権 長 岡 隆 寛

平成27年度山口県一般会計補正予算(第1号)

平成27年度山口県の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,446,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ708,050,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)  
 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。  
 第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
9 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	625,271	81,394,482	82,019,753
	2 国 庫 補 助 金	554,550	35,537,864	36,092,414
	3 委 託 金	△7,992	43,492,154	43,484,162
12 繰 入 金	2 基 金 繰 入 金	78,713	2,364,464	2,443,177
		819,996	21,146,907	21,966,903
13 繰 越 金	1 繰 越 金	819,996	12,154,945	12,974,941
		1,009	0	1,009
		1,009	0	1,009
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	1,446,276	706,603,751	708,050,027
	4 児 童 福 祉 費	531,722	87,998,110	88,529,832
		529,704	72,034,829	72,564,533
		2,018	14,781,788	14,783,806
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	835,841	23,237,611	24,073,452
	8 医 薬 費	4,016	8,958,745	8,962,761
		831,825	5,804,092	6,635,917
		78,713	2,976,581	3,055,294
5 労 働 費	2 職 業 能 力 開 発 費	78,713	1,399,937	1,478,650
歳 出 合 計		1,446,276	706,603,751	708,050,027

第2表 債務負担行為補正追加

事 項	期 間	限 度	額
高度産業人材確保事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	平成27年度から平成40年度まで	39,360千円	

(二一八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十七年八月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人みんなのふるさと

代 表 者 の 氏 名 大田 博司

主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷一六二六番地の六

(二一九) 土地改良事業計画の変更の認可の申請に係る決定

次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の内容

土地改良区の名称

施行地区

事業の種類

下関土地改良区

王司地区

土地改良施設の管理

二 縦覧の期間

平成二十七年七月二十二日から同年八月十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二二〇) 県営豊田地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営豊田地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営豊田地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年七月二十二日から同年八月十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成二十七年七月二十一日  
印刷發行

發行人  
所

山口県知事  
庁